

特別教育年間日程表

令和5年 1月

2

令和5年 3月

※人数が少ない場合は開催されない場合がありますのでご了承下さい。

※小型車両系・ローラー・チェーンソーについては日程を調整しますので土日、平日関係なくお気軽にご連絡下さい。

※出張講習も実施しますので、お気軽にご連絡下さい。

※クレーン特別教育は、玉掛け・小型移動式運転技能講習修了者・移動式クレーン運転士資格者になります。
持っていない方は受講できません。（クレーン特別教育前に玉掛け技能講習を受講して下さい。）

[illegible][illegible][illegible]